

そのトランシーバー 本当に使っていい？

購入・使用前にご確認を！！

①外国製無線機の購入には注意

インターネットで購入できる安価な外国製無線機は日本国内で使用できない物があります。使用すると電波法違反になる恐れがあります。

②技適マークの確認

総務省の技術基準適合証明（技適）は約二百種類※1あり、証明を受けた無線機には技適マークが付されています。特定小電力無線局に該当する無線機であれば免許等が不要で誰でも使用することが出来ますが、その他の無線機はほとんどすべてが免許・登録が必要になります。

※1 特定無線設備の種別数（令和6年4月現在）

③特定小電力トランシーバー

特定小電力無線局の無線電話用トランシーバーの出力は0.01W※2（ワット）が上限です。外国製無線機には【免許不要の無線機】を装い販売されている場合があるため、購入の際にはご注意ください。

※2 周波数間隔が6.25kHzのものを除く。



日本国内で使用できない外国製無線機のイメージ図

電波法違反（電波法第110条第1号 不法開設罪、第2号 不法運用罪）
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金



総務省

本件の詳細についてはこちらまでお問い合わせください。

近畿総合通信局 電波監理部 監視課

電話：06-6942-8528